

「第三者行為による傷病届」をご提出ください

第三者行為による傷病とは

相手がいる交通事故
(過失割合にかかわらず)



車に同乗中の事故



暴力行為



他人が飼っている
ペットによる加害行為



などなど…

START!

ケガをしたのは、
お仕事中または通勤中ですか？

はい

いいえ

労災保険の対象となる可能性があります。
お仕事中または通勤中のケガの場合は、
原則、健康保険はご使用できません。
詳しくは、お近くの労働基準監督署へ
お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

松江労働基準監督署
☎0852-31-1254
松江労働基準監督署
隠岐の島駐在事務所
☎08512-2-0195
出雲労働基準監督署
☎0853-21-1240
浜田労働基準監督署
☎0855-22-1840
益田労働基準監督署
☎0856-22-2351



交通事故など、「第三者の行為でケガ」をし、健康保険を使って
医療機関等で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を協会けんぽ島根支部にご提出いただく必要があります。
また、ケガの原因によっては、健康保険を使用できない場合がございますので、フローチャートに沿ってご確認ください。

ケガの原因は、交通事故やけんかなど
第三者が絡むものですか？



協会けんぽ島根支部
キャラクター
しまめちゃん

はい

いいえ

健康保険をご使用いただけますが、
協会けんぽへ「第三者行為による
傷病届」の提出が必要となります。

健康保険を
ご使用いただけます。

協会けんぽより負傷した原因について照会の文書を送付する場合がございます。ご記入のうえ、速やかにご返送くださいますようお願いいたします。

なぜ協会けんぽへ提出が必要？

交通事故や暴力行為等の第三者による病気やケガの治療費は、本来加害者が負担するべきものです。そのため協会けんぽご加入者様が健康保険を使うと、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うことになります。

そこで、後日協会けんぽは立て替えて支払った治療費を加害者側に請求します。この請求に必要な事項を確認するため、「第三者行為による傷病届」が必要となります。

「第三者行為による傷病届」
ご提出方法

1 電話によるお取り寄せのほか、協会けんぽのホームページから印刷が出来ます。

2 郵便でご提出をお願いいたします。

【郵送先】 〒690-8531 島根県松江市殿町383
山陰中央ビル2階 協会けんぽ島根支部

協会けんぽ 第三者行為 検索

「第三者行為による傷病届」の印刷はこちら



健診結果をそのままに置いて大丈夫ですか？

生活習慣病の進行イメージ



特定保健指導をご利用ください！

- 国家資格を取得した健康管理の専門家である保健師等がご相談に応じます。
- 生活習慣病予防健診等の結果から、特定保健指導の対象となられた方は、無料で受けることができます。
- オンラインでの面談も可能です。

特定保健指導のご利用方法など詳しくはこちら→



健診の結果、医療機関へ受診が必要な方へ通知を送付しています。

協会けんぽは健診の結果、血圧値・血糖値が高く、医療機関への受診が必要と判断された被保険者の方に対して、医療機関へ受診していただくための通知を直接ご自宅にお送りしています。

現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、血圧値・血糖値に加え、令和4年10月通知分からLDLコレステロール値が高い方にも通知をお送りします。

受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧	160mmHg以上
	拡張期血圧	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dL以上
	HbA1c	6.5%以上 (NGSP値)
脂質	LDLコレステロール	180mg/dL以上

LDLコレステロールとは？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っています。

参考：厚生労働省e-ヘルスネット

LDLコレステロール値が高いまま放置すると？

LDLコレステロール値が180mg/dL以上の方は、100mg/dL未満の人と比べて、約3~4倍、心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

参考：標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)

事業主の皆様へ

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを従業員様にお声がけいただくとともに、受診できるよう配慮していただくようお願いいたします。

令和4年10月通知分から新しく追加

お問い合わせ先 保健グループ TEL 0852-59-5204

予告

令和5年1月以降申請書・届出書が新様式へ変わります

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に申請書・届出書の様式を変更します。新様式の申請書等は、令和4年11月以降に、協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。令和5年1月以降は、新様式の申請書をご使用いただけますようお願いいたします。

ご提出の際は郵便でお手続きください。

【郵送先】 〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階 協会けんぽ島根支部

お問い合わせ先 業務グループ TEL 0852-59-5144



 **全国健康保険協会 島根支部**
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

0852-59-5139 受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

メールマガジン
「くにびき☆通信」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン！

